

令和8年度安全装置等導入促進助成金交付要綱

令和 8年 3月 31日 制 定
一般社団法人 兵庫県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 一般社団法人兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)では、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)と協調し、安全に資する装置等である後方視野確認を支援するバックアイカメラ、左巻き込み事故防止対策に有効な側方衝突監視警報装置、飲酒運転を防止するアルコールインターロック装置、IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器及びトルク・レンチの普及促進を目的として、安全装置等を導入した会員事業者(以下「会員」という。)に対して助成金を交付する。

(対象装置)

第2条 助成の対象となる安全装置等は、令和8年度に新たに導入した装置等(中古品・レンタル品を除く)で、全ト協が指定する次の(1)～(5)の装置とする。なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とするほか、(1)から(3)の装置は、後付け装置を対象とする。

- (1) 後方視野確認支援装置
- (2) 側方衝突監視警報装置
- (3) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置
- (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器
- (5) 「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む)

2 令和8年度(申請受付期間中)に購入、割賦またはリースで導入していること。

(助成対象事業者及び機器導入対象車両)

第3条 助成対象事業者は兵ト協の会員とする。

2 機器導入対象車両は、会員が兵庫県内の営業所に「使用の本拠」を置く事業用車両に機器を導入したものである。

(助成額及び上限台数)

第4条 全ト協及び兵ト協の助成額は次の①～⑦とする。

- ① 後方視野確認支援装置、呼気吹込み式アルコールインターロック装置、IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器は、車両1台につき全ト協は機器の取得価格の1/2(上限2万円)、兵ト協は上限1万円。
- ② 側方衝突監視警報装置は、車両1台につき全ト協は機器の取得価格の1/2(上限10万円)、兵ト協は上限1万円。
- ③ 既に導入されていた後方視野確認支援装置が故障等により代替としてモニタ

ー及びカメラを同時に買い換える場合、またはモニターかカメラのいずれかを買い換える場合、車両1台につき、全ト協は買い換えた装置の取得価格1/2(上限2万円)、兵ト協は上限1万円。

④ トルク・レンチについては1事業所1台、全ト協は取得価格の1/2(上限3万円)、兵ト協は助成しない。

⑤ 取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むが、取付工賃や消費税は取得価格には含まない。

⑥ 取得価格の1/2に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下の値は切り捨てとする。

⑦ 取得価格が助成額を下まわる場合、取得価格を上限とする。

2 上限台数は、別に定める。

(助成金の申請)

第5条 会員は装置等の導入が完了したときは、様式1「安全装置等導入促進助成金交付申請書兼誓約書」(以下「助成金交付申請書」という。)に必要書類を添付し、兵ト協に提出しなければならない。

(1) 装着した車両の自動車検査記録事項を出力したものの写し

(2) 請求書の写し

(3) 領収書など支払いの完了を証する書類の写し

(4) 割賦またはリースによる導入の場合には、契約書の写し

(5) 機器取付け完了を証する書類 ※携帯型アルコール検知器、トルク・レンチ導入は不要

(6) 安全性優良事業所認定証の写し ※携帯型アルコール検知器導入のみ

(7) 600N・m以上の締め付け能力を有することを確認できるカタログ等の写し ※トルク・レンチ導入のみ
また、助成金交付申請期限は令和9年3月10日までとし、助成金額が予算額に達した時点で受付を締め切るものとする。

なお、兵ト協は、会員に対し本助成に関して、必要な報告を求めることができる。

(助成金交付)

第6条 兵ト協は、会員から助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付条件に適合すると認めるときは、会員に対して助成金を交付する。ただし、国から補助金が交付された装置に対しては、助成金は交付しない。

(財産の処分制限)

第7条 会員は、交付対象となった装置の装着日または導入日から起算して1年間を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ兵ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、兵ト協が別にこれを定める。

(附 則)

1. 本要綱は、令和8年 4 月 1 日より適用する。